

東大阪市景観条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市景観条例の一部を改正する条例

東大阪市景観条例（平成 26 年東大阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項及び第 2 項中「第 16 条第 7 項第 1 1 号」を「第 16 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

第 20 条及び第 24 条中「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

東大阪市景観条例新旧対照表

新	旧
(届出を要しない行為) 第 1 7 条 景観計画区域（景観形成重点地区を除く。）内における法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ～ (9) (略) 2 景観形成重点地区内における法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ～ (9) (略) (特定届出対象行為) 第 2 0 条 法第 1 7 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 1 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する行為のうち、<u>同条第 8 項各号</u>に該当しないものとする。 (届出を要しない行為の景観計画への適合) 第 2 4 条 景観計画区域内において、法第 1 6 条第 1 項各号に	(届出を要しない行為) 第 1 7 条 景観計画区域（景観形成重点地区を除く。）内における法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ～ (9) (略) 2 景観形成重点地区内における法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ～ (9) (略) (特定届出対象行為) 第 2 0 条 法第 1 7 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 1 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する行為のうち、<u>同条第 7 項各号</u>に該当しないものとする。 (届出を要しない行為の景観計画への適合) 第 2 4 条 景観計画区域内において、法第 1 6 条第 1 項各号に

規定する行為のうち、同条第8項各号に該当するものをしようとするときは、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

規定する行為のうち、同条第7項各号に該当するものをしようとするときは、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。